

令和8年度 免除制度・納付猶予制度 7月1日から免除申請の受付を開始します！

経済的な理由などで、国民年金保険料の支払いが困難な場合、申請により令和8年度分保険料（令和8年7月分～令和9年6月分）の全額又は一部が免除となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の受付が7月1日から始まります。

■保険料免除制度（全額・一部）

所得などの条件により、保険料の納付が免除される制度です。申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、半額、4分の1）が免除されます。

※一部免除については、減額された後の保険料を納付しない限り「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には反映されませんのでご注意ください。

■納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。年金受給資格期間に算入されますが、年金受給額の計算には含まれません。

必要書類

- ①マイナンバーカードなどの本人確認書類
- ②失業などを理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票等」のコピー
- ③代理人が申請する場合は「委任状」

申請先

日本年金機構 名護年金事務所又は恩納村役場 村民課 国保年金係

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金やいざという時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をご検討ください。

- お問い合わせの際には、基礎年金番号又はマイナンバーカードが分かる書類などをお手元にご準備ください。

お問い合わせ

日本年金機構 名護年金事務所 ☎0980-52-2522
村民課 国保年金係 ☎966-1205



詳しくはこちら

7月は固定資産税第2期の納付月です！

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月1日	7月31日	12月25日	令和9年3月1日
村民税	6月30日	8月31日	11月2日	令和9年2月1日
軽自動車税	6月1日			

- 口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。
- 納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206